

躍進的な事業推進のための設備投資支援事業 対象設備「ソフトウェア」について

以下のすべてに該当している

- 1 東京都内で2年以上の事業実績があり、都税事務所の納税証明書を2年分提出できる
- 2 「リース・レンタル」「従量・定量課金」「サブスクリプション」等、経費には該当しない計画である
- 3 固定資産に計上する際「ソフトウェア」として減価償却する計画である
- 4 1基当たりの単価が、税抜50万円以上である
- 5 助成金交付申請額は100万円以上である
- 6 ソフトウェアに該当する助成金交付申請額（税抜価格×助成率）が300万円以上である
- 7-1（本店登記所在地が東京都の場合）
設置場所が東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県、である
- 7-2（本店登記所在地が東京都以外で、支店登記が東京都の場合）
設置場所が東京都、である

